第一回國会　衆議院　鉱工業委員会議録　第三十四号

昭和二十二年十一月十五日（土曜日）
午後一時四十八分開議

出席委員

委員長　伊藤卯四郎君
理事　大矢　省三君　理事　松本　七郎君
理事　青柳　高一君　理事　生悦住　良太郎君
理事　今村長太郎君　理事　澁谷　雄太郎君
理事　早川　崇君
今澄　勇君　菊川　忠雄君
萬田　五郎君　村尾　薩男君
生越　三郎君　庄　　忠人君
三好　竹勇君　二郎君　有田
神田　博君　平島　良一君
淵上房太郎君　深津玉一郎君
山口六郎次君　谷口　武雄君
高倉　定助君　前田　正男君

出席國務大臣

商工大臣　水谷長三郎君
國務大臣　西尾　末廣君

出席政府委員

石炭廳長官　嘗　禮之助君
石炭廳次長　吉田悌二郎君
商工事務官　渡邊　誠君
商工事務官　平井富三郎君
商工事務官　石坂善五郎君

委員外の出席者

專門調査員　谷崎　明君

十一月十五日委員岡田春夫君辭任につき、その補闕として菊川忠雄君が議長の指名で委員に選任された。

十一月十五日理事岡田春夫君の補闕として松本七郎君が理事に當選した。

十一月十四日

北海道における家庭用石炭確保の請願（三好竹勇君外二名紹介）（第一一七號）

北海道における家庭用石炭價格補給の請願（三好竹勇君外二名紹介）（第一一一八號）

繊維産業従業員に報奨物資配給の請願（原孝吉君紹介）（第一一五四號）

の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

理事の補闕選任

臨時石炭鑛業管理法案（内閣提出）（第六四號）

○伊藤委員長　これより會議を開きます。

この際委員の異動がありましたので御報告をいたします。岡田春夫君が委員の辭任を申し出でられ本日議長より辭任を許可せられました。同君辭任に伴いまして、本日議長において菊川忠雄君が本委員會に指名せられました。

以上御報告をいたします。

なお委員を辭任せられました岡田春夫君は理事でありましたので、理事の補缺選任を行わなければなりません。

○青柳委員　理事の互選は委員長に一任したいと思います。

○伊藤委員長　ただいまの青柳君の動議に御異議ありませんか。

（「異議なし」「大賛成」と呼ぶ者あり）

○伊藤委員長　御異議なしと認めます。それでは松本七郎君を理事に指名いたします。

これより引續き臨時石炭鑛業管理法案を議題とし、質疑を繼續いたします。

神田君。

○神田委員　質疑に先だちまして、委員長に若干お伺いしたいことがございます。本委員會は九月二十五日以來連日開かれておつたのでありますが、昨日どういう理由でこの委員會を招集になりつぱなしでお開きにならなかつたのか。しかもきようも午前十時から招集になつておるにかかわらず、ようやく今開いたというような狀況であります。本案の重大なる點につきましては、あえて私がここで喋々申し上げるまでもないのでございます。しかもまだこの案につきまして、十分質問をしたいという委員諸君の要望のあることも、委員長は十分承知のはずと、私了承しております。しかるに會期もすでにだん〳〵切迫してまいつておるにかかわらず、昨日のごときは、何ら開こうというような處置をとられなかつた。委員長が行方不明であるということがデマであるか、眞實であるかは別といたしまして、院内に唱えられておつたのであります。最近委員長は理事會にほとんど諮つておられないような氣がいたします。そのようなことで、この國管案がはたしてこの會期中に十分なる審議を續けることができるかどうか。委員長の所見を伺いたいのであります。

○伊藤委員長　ただいま神田君から、委員長に對して質問がございました。實は本委員會の一層の審議の能率を上げるために、各黨との連絡の關係、それ〴〵黨の事情等がありまして、昨日と今日の午前中開き得なかつたことを、御了承願いたいと思います。

○神田委員　委員長といたしまして、いろ〳〵さような御關係のあることも想像つかないわけではありませんが、さような場合は、理事會をひとつ十分活用していただきたい。與黨側の方へ御連絡なすつておられましても、われわれ野黨といたしましては、いつ始まるのか、やるのか、やらないのか、まつたく途方に暮れるわけでありまして、事情は十分お察しいたしますが、あらかじめ理事會にお諮りになられて、今後圓滿なる進行をはかつていただきたいと思います。今後は理事會を、この委員會の當初に開かれたようなふうに運營されるのであるか。あるいはきのうのような、きようのようなぐあいに、委員會なりあるいは理事會をお考えになつておつて進行なさるのか。委員長の今後の御方針をひとつ明確にされたいと、私ども考えております。

○伊藤委員長　從來緊急な場合には、委員長が理事各位のところをそれ〴〵お訪ねしまして連絡をとり、御了承を得ておつたのでありますけれども、先ほど理事會を開きましたところ、そういう方法でなく、今後はそれ〴〵時間等をおいて理事會を開いて、その理事會によつてすべてをきめてくれるようにという理事から御意見が出ましたので、委員長も今後はそういうような方法で取扱うことを御協議したような次第であります。御了承を願います。

○神田委員　ただいまの委員長の説明でややわかつたような氣がいたしますが、委員長は、つとめてひとつ各黨の理事を十分活用していただきまして、私ども平委員、また黨といたしましても、よくわかるように御配慮願いたいと思います。

次になお委員長に伺いたいのでありますが、當委員會のことにつきまして、先月の三十一日でありましたか、中央放送局がラジオ放送をした、當委員會が質疑の打切りを五日にやりたいというような放送がございまして、有田委員から、この點委員長は承知しておるか、奈邊から出たことであるかということを質問されまして、委員長も、そのようなことについては自分は承知しておらぬが、非常に重大であるから、放送局をひとつ調べてから、適當な處置をしようというような御答辯でありました。私どもこの法案につきまして、委員長が言論を尊重して、われわれの審議權というものを、十分盡させる趣意であるということを考えておつたのでありますが、當時放送局に嚴重な抗議を出しまして、放送局の釋明をさせた例があるわけであります。しかるにこの十二日の新聞、讀賣、毎日、朝日等におきまして、西尾長官談といたしまして、きようの三黨首會談では國管案の全般にわたり修正點等について相談した結果、完全な意見の一致をみた。内容は黨議決定後發表したい。參議院では十五日までにまわして

もらわなければ責任がもてないと稻垣委員長から申し入れてきているので、衆議院側の審議はおそくも十五日までには完了したい。こういう談話が出ております。これは誤報誤傳ではないだろうと私は思つておる。とき〳〵この内閣は誤報誤傳と言うて、後から釋明したり、陳謝したりするようでありますが、この新聞はそうではないと私は考えます。しかしこれもやはりそういうことであると言えば、これはまたいたし方ありませんが、とにかくこういう記事が出ております。この點について委員長は、この新聞記事に對してどういうような感想をおもちになつておられるか。先般三十一日のラヂオ放送におきまして、十一月五日に與黨側から質疑打切りの動議を出して、遮二無二通すだろうというような意味の放送が行われたときに、放送局に調査をし、かつまたその誤れる點を指摘いたしまして、放送記者の臆測であつた、取消しをさせた、釋明をさせたというようなことを、この委員會で述べられておるのでありますが、この新聞記事、この報道の點に對して、委員長はどういう處置をとられようとしておるかあるいはどういう感想をもつておられるか、この點をひとつお伺いいたしたいのであります。

○伊藤委員長　ただいま十二日の西尾官房長官談の件につきましては、政府から正式にはもちろん、西尾官房長官からも、さような正規な申込みというものを、委員長は受けておらぬのであります。またさような申込みを受けましても、本委員會は獨自の審議權をもつておるのでありますから、いつ質疑を打切るとか、いつ終了するとかいうことは、本委員會において決定するものでありますから、その點を十分尊重して委員長は議事を進行したい、こう考えております。（「名委員長」と呼ぶ者あり）

○神田委員　かね〳〵委員長の名委員長たることを私ども敬意を表しておつたのでありますが、ただいまの釋明によりまして、非常に意を强くした次第であります。しかしながら、正式には受けておらないということでありますが、非公式にはあつたことは、これは別に肯定も否定もしたわけではありませんが、そのいずれにいたしましても、とにかくただいまの委員長の御方針通り、當委員會といたしましては、十分審議を盡すようにお計らい願いたい。（「西尾に釋明させ」「西尾を呼べ」と呼ぶ者あり）これは官房長官の出席を要求いたします。委員長より官房長官の出席を要求していただきたいと思います。すぐ出席できましようか。

○伊藤委員長　神田君の質疑を繼續中に西尾官房長官に出席を求めることにいたします。

○神田委員　重大な問題でありまして、私の質疑も官房長が來ているのとないのとによりまして、いろ〳〵長くなつたり短かくなつたりすると思いますから、委員長、その進行のためにも、速やかに官房長官の出席を御配慮願いたいと思います。

○伊藤委員長　ただいま手續をいたしました。

○神田委員　もう一つお伺いいたしたいのでありまするが、ただいま報告がございまして、社會黨の岡田委員は辭職された、後任は、ということでございましたが、これはいろ〳〵事情等がございますから結構でございまするが、岡田君が當委員會の委員といたしまして、昨十四日の讀賣新聞の紙上におきまして、「變質した石炭國管案、修正案はやみ取引、踏みにじられた社會黨案」という表題のもとに、「炭鑛國管案が九月二十五日國會に提出されてから約二箇月、保守政黨の牛のよだれのような審議引延ばし作戰によつて今日に至つた」という記事がございます。これは岡田君が當委員であろうとなかろうと、かかわることはありませんが、もしわれ〳〵を指しておるといたしますならば、はなはだどうもこれはけしからぬ話だ。牛のよだれがどのくらいの長さか私はかつたことはありませんから、どのくらいだということをあげるわけにはまいりませんが、しかし長いことを牛のよだれのごとしということは、これはわが國におきましては、たとえにあるところであります。しかし國管案が保守政黨の牛のよだれのような審議引延ばしをやつたと考えておりますならば、これは大きな誤解なんだ。岡田君はこの委員會が開會の劈頭において、與黨の立場にありながら、長時間にわたつて、しかも三日もやつておる。商工大臣も懇切丁寧なる御答辯をなさつておる。これは私がひとりさように考えるまでもなく、識者すべてさように考えておると思います。ただ私ども本案の審議につきましては、朝は午前十時からいたしたい。本會議のある日はこれを休みまして、本會議のない日は午後も繼續いたしたい。野黨側にいたしましては、本會議のある日だけをわれ〳〵が本會議に出席のために委員會を休會していただいたのでありまして、牛のよだれのように長々とこれを引延ばしたということは、私どもどうしても承服できない。むしろ引延ばしは與黨側に私はあつたと思う。きのうの問題においてもしかりでありまするし、その前におきましても、民主黨の修正案の審議上必要であるとか、社會黨の何々のために必要であるとか、與黨三派の協議會があつて必要であるとか言うて、われ〳〵野黨側に對して催再日を延ばしておつた。これは岡田君と委員長とは同じ黨の中におられる。しかも委員長は委員長として、岡田君は理事といたしまして審議の責任者であります。その責任者ともあろう者が、辭表を出したから書いたのか、書いたから辭表を出したのか、鷄と卵みたいな關係の話は別といたしまして、とにかく保守政黨の牛のよだれのような審議引延ばし作戰である。委員長が加四郎さんだから、私は牛と書いたのではないと思う。決して牛のよだれのようにこれを引延ばしておらぬ。かような重大な案を愼重審議しておる。しかもこの文章をだん〳〵讀んでまいりますると、これは延ばしているのは野黨側にあるのではなくて、與黨側にあるということは明瞭なのであります。ということを書いてある。

「いよ〳〵大詰に來て今回の三黨首會談により民主黨の修正案がそのままのみで決定されたことは社會黨員の私にとりなんとしてものみこめない。まず第一に今回の三黨首會談は與黨には何の豫報もなく、與黨三派の協議會に出席した一、二の委員のみがこれを知つていたのである。」こういうことが書いてある。これを全部讀むのでは長いから、大事な所だけ讀みます。「民主黨の北村政調會長の私案を社會黨側でたゞ聽いているだけで」ただ聽いているだけですよ。「最後的の修正案をきめる協議會ではないと言明した。よつて私はガラス箱の中で三黨の協議が行われるべきであると强く要望したのに對し、即座に正木氏はガラス箱の中どころではなく青天井のもとで協議を續けるのであると豪語した、ところがすでにその前日には民主黨の修正案が與黨三派間で大體最後的な妥結點を丸のみにすることにきまり、十一日の午後四時五十分から三黨首會談も開く手はずになつていたということを傳え聞いたときに、私は正木氏の言う青天井にはおそらく大陽がなくやみの青天井であると思つた、この扱い方は黨内デモクラシーを信條とする社會黨にとつてまつたく不可解千萬と言わなければならない」こういうことをいろ〳〵考えてみますと、委員長にお伺いいたしたいのでありますが、商工大臣も先ほどからよくお聽きになつておられるようでありますが、一體商工大臣が最善最良の案なりと御説明になつておる炭鑛國家管理法案のほかに、もう一つそれ以上の案がその邊をうろついておるようなかつこうである。いわゆる與黨三派の修正案と言いましようか、民主黨のつくりました修正案を社會黨がうのみにいたしましたところの修正案というものが、その邊にうろついておるのであるか、當委員會に提案になつておるのかどうか。言いかえますれば、修正案としてすでに議會にお出しになつておるのか、お出しになつておらないのか。これをひとつはつきりさしていきませんと、私がこれからお尋ねしようという質問も、聽かないでもよいことを聽くこと

になつたり、あるいは聽かなければならぬことを聽き漏らしたりすることがあつては、われ〳〵委員といたしまして、はなはだその任に缺くることを恐れるのでありまして、この點非常に重大な問題でありますので、委員長竝びに商工大臣から、確たる御答辯をお願いしたいと思います。

○伊藤委員長　神田君から長々と詳細にわたつて御報告を兼ねてあつたようでありまするが、それはもう神田君も非常に苦勞人でおられるので、各人が外においてそういうことを言つておる點については、それ〴〵政治家として十分お察しのあるところだと思います。さらにそういう修正案というものが、政府側に出されてあるかどうかという點は、政府側に對する點は私はわかりませんが、少くとも本委員會におきまして、さようなものを何ら正式に私どもが知るところでない。またさような相談も、またそういう案も何ら知らないということをひとつ御承知願いたいと思います。

○水谷國務大臣　神田さん何か感違いだと思います。修正案というものは政府が出すべきものではありません。

○神田委員　これはどうもたいへんな御答辯でございまして、何も政府が修正案をお出しになるとは考えておらないのであります。與黨側からお出しになつておる。從つてそれを國會で受付けておられるかどうか。これに對して商工大臣はどんなことをお考えになつておられるかということをお聽きしたのであります。修正案は政府が出すものではない。これは商工大臣からの御説明を待つまでもなく、私も昨年出ておりますし、また常識といたしましても、さようなことは考えておりません。この點もう一度御答辯を願いたいと思います。

○伊藤委員長　商工大臣、答辯ありますか。

○伊藤委員長　商工大臣は御答辯がない……。

○神田委員　商工大臣は御答辯がない……。

○伊藤委員長　神田君に御相談いたしますが、なるべくひとつ法案について審議を進めていただきたいと思います。

〔發言する者あり〕

○伊藤委員長　靜肅に願います。

○神田委員　お伺いいたします。去る十四日の政治新聞に、わが名委員長であるところの伊藤卯四郎氏談といたしまして、伊藤卯四郎氏、鑛工業委員長と括弧してあります。そこで「國管案、形だけは黨議決定へ」とありまして、社會黨の卷であります。「この案が社會黨と伊藤卯四郎氏の談であります。」この案が社會黨として滿足し得べきものとはだれ一人考えてはいない。しかし三黨併立の政治情勢下に石炭國管を通すとすれば、この程度に落ちつくことはやむを得ないのではないか。今まで石炭の增産のできなかつた原因は石炭行政の弱體にあり、石炭廳の增産計畫が不渡手形に終つたことは、國家權力が何ら石炭企業に容喙できなかつたことにある。この國管法によつて、石炭企業のみでなく、關連產業にも協力命令が發せられることになり、資材の有無相通、鑛區の分合、技術經營の公開、勞働者の經營參加など、增產のための强力措置が行える。滅產の一途の現狀を打開するためには、不滿足なこの法案といえども、現狀に放任するよりは效果ありとせねばならぬ。」こういう委員長の談話が新聞に出ておりまするので、これを考えてみますと、先ほどの委員長の話と大分違つてくる。私どもは野黨でありまして、どうも委員長の政治活動といいましようか、やみ取引になりますかどうかは別といたしまして、委員長は、委員長としておやりになつておるお仕事よりも、委員會でない方面におやりになつておる仕事が多いのではないか。先ほどの釋明によりますと、きわめてわれ〳〵を滿足せしめるような御答辯でありまして、その點については、まことに名委員長であると考えるのでありますが、こういうことが、ちよい〳〵新聞に出てまいりまするると、どうも委員長の精力が、當委員會より委員會外の方に浪費されておるのではないか。そちらの方に全力をお拂いになつておられるのではないか。從つて委員會がどうも進行しない。牛のよだれというのは一體そこを指しておるのでないか。保守政黨のという、あるいは新聞のミスプリントではないかのようにも考えるのであります。委員長の所見、はたして奈邊にあるか、お聽きいたします。

○伊藤委員長　鑛工業委員會におきまして、不肖この委員長が一番勤勉の出席率であることをお認めになつていただきたいと思います。

○神田委員　委員長が他の委員に比べて精勵恪勤であるという御心臟については、私敬意を表します。主觀の問題でありますから、委員長が精勵恪勤でありますれば、いきおい私どもも精勵恪勤、しかし考え方によりますと、どうもまじめな答辯ではないと思う。一體われ〳〵には、商工大臣提案のいわゆる臨時石炭鑛業管理法案第一章から第八章まで、第一條から附則を加えて六十九條、この法案の審議を急ぐとおつしやりながら、この法案を眞黑にずるといいましようか、眞赤にするといいましようか、ずた〳〵に筆を入れるような修正案をこの委員會の外でおやりになつておる。そうしてわれ〳〵の質疑を續行しようという熱心な希望に對しては、ときく〳〵委員會をお開きにならない。御所在までもどうもはつきりしないということでは、はなはだ遺憾にたえない。しかし先ほどから委員長は、今後は努めて十分ひとつわれわれの意のあるところを盡そうという趣旨の答辯がありましたので、これ以上答辯を要求することは、かえつてどうかと思いますので、一應私は控えますが、今後はひとつさようなことのないように、ありましたならばあつたことを率直にひとつわれわれ委員に諮つていただきたい。そのことがこの法案を促進するに重要なる點だと考えております。西尾官房長官が、たいへん最近の黨務御多端といいましようか、政府の大番頭といたしまして、まことにわれ〳〵御同情申し上げておるぐらいお忙しい中を、當委員會に間髮を入れず御出席になりましたことにつきまして、なか〳〵御熱心であるということを、私はまず敬意を拂いまして、お尋ね申し上げたいと思います。

去る十二日の讀賣、毎日、朝日等に出ておる新聞の記事、西尾長官談話でありますが、こういうことが出ておる。讀賣新聞を讀みます。「石炭國管案、修正點意見一致、きのう三黨首會談で」という見出しのもとに「十五日までに審議終了へ、西尾長官談、西尾官房長官は會談終了後次のごとく語つた。きようの三黨首會談で國管案の全般にわたり修正點等について相談した結果、完全な意見の一致を見た。內容は黨議決定後發表したい。參議院では十五日までにまわしてもらわなければ責任がもてないと稻垣委員長から申し入れてきているので、衆議院側の審議は遲くとも十五日までには完了したい。」こういう記事であります。この記事を官房長官はまずその通りであるかどうかということから、私はお伺いして、御答辯によりまして、二、三お尋ねいたしたいと思います。

○西尾國務大臣　それではお答えいたします。大體その通りであります。

○神田委員　西尾官房長官は、私が申し上げるまでもなく、內閣の大番頭であり、また世間の通稱によりますれば、番頭どころか、西尾內閣であるということまで言われております。言いかえますれば、この片山內閣連立內閣にとりまして、きわめて重要な地位におつきになつておられることは、われわれ想像にかたからないのでありますが、はたしてそういう重要な地位におられまする官房長が、われ〳〵委員會の審議權に制限を加えるような談話を出すということは、はなはだ私といたしまして腑に落ちない。參議院といかなるお約束があろうとも、むしろ審議をしたかつたならば、堂々と當委員會においてその手を打たなければならないのではないか。參議院と相談をして、十五日までに參議院へもつてこなかつたならば、參議院が審議未了になるから、衆議院は十五日までに通さなければならない。一體今日まで官房長官は、內閣の大番頭として、片山首相の名補佐役として、どのくらいな程度

にこの鑛工業委員會に手を盡してきたか。言いかえれば、私どもといたしましては、實に獨善的な、與黨さえたくさんもつておれば委員會なんかどうでもいいのだ、數でもつてやつちまえというようなことが、多少でもおありでありましたならば、われ〳〵國會擁護の上からいたしましても、聞き捨てならぬことだと思います。この談話につきまして、大體そのように申したという意味の答辯でありましたが、これは私國會、いわゆる衆議院を、もつと具體的に言えば當鑛工業委員會を侮辱したことだと思う。鑛工業委員會が、どのような審議を續けておるか。どのような狀態になつておるかということを、十分御調査になつておりましたならば、かような暴言はできないはずなんです。當委員會は、なるほど若干の日子は經つておりまするが、非常に熱心にやつておるのであります。伊藤委員長が私くらい、あるいは當委員會くらい熱心に審議をしているのはないだろうというくらい自負をもつておるだけの努力をしておる。しかるに、官房長官が、新聞記者、すなわち天下の輿論の責任をもつておる諸君と會談をいたしまして、十五日までに審議を終了させるのだ。完了したいということは、私は言論抑壓だと思う。この點について率直なところの西尾長官の御答辯を、私は聽きたいのであります。

○西尾國務大臣　參議院の稻垣鑛工業委員長から、十五日までにこの法案をまわしてもらいたい。そうでないと、自分の方では時間的關係上責任をもちがたい。こういう申し入れがあつたのであります。それで私といたしましては、また政府といたしましても、その十五日までに何とか衆議院が通過するようなことを希望したい。こういうようなことを申し上げたのでありまして、決してそのことが委員會を侮辱したことでもなければ、委員會の言論を壓迫したことにもならぬと思うのであります。この談話について、官房長官の御答辯は、私はまことに腹も口もその通りのことを言つたのだろうと私は思います。もしそうでないといたしますならば、これは非常に重大な問題だと思う。しからば伺いますが、十五日と申しまするときようが十五日であります。この委員會の狀況は、賢明なるところの西尾官房長官といたしましては、はたしてきよう終るかどうか、いつ終るかどうかということについて、これは私大したお見込み違いをしておられるのではないか、それは希望だからどうおつしやろとう御隨意でありまするが、十五日までに通さなかつたならば、參議院が云々という問題でありまするが、しからば私お伺いいたしたいのは、十五日より當委員會の延びる日數だけ會期の延長等をお考えになつておられるかどうか、もとより會期の延長ということについては、われ〳〵國會の自主的にきめることでありまするが、政府側といたしまして、そういうことを懇請することを、御考慮になつているかどうか、この點お伺いいたしたいのであります。

○西尾國務大臣　お答えいたします。繰返して申しますが、私が新聞記者に話つたことにこだわりなく、皆さんの自由なる意思に基いて、この委員會の御審議を願いたいのであります。（「そんなことは當然じやないか」と呼ぶ者あり）當然のようなことの御質問をするから、また當然の答辯をするわけであります。また會期延長の問題でありまするが、このことは神田君も申されましたように、まつたく國會の方の自由なる意思によつて御決定になるのでありますが、政府の立場からいたしまして、あるいは延長をお願いすることがあるかもしれませんけれども、現在のところを考えておりません。

○神田委員　大體官房長官のお答え承知いたしましたので、官房長官に伺うことは、以上で私終ります。

それまではこれより質問を續行いたしたいと思います。質問に入るに先だちまして、一昨日お尋ねいたしました資料を御提出願います續きがございますので、少しお願いいたしたいと思います。まず第一にお願いたしたいことは、昭和二十一年度以降昭和二十二年度の五月までで結構でございまするが、配炭公團またはその前の配給機關でありました日炭、いわゆる日本石炭株式會社の石炭の買入數量及び販賣數量、それから月末の貯炭數量を、月別にひとつ御報告していただきたいと思います。これは政府委員會にお尋ねしますが、いつ私どもに配付していただけましようか。

○平井(富)政府委員　この次の委員會が開催されますときに御配付いたしたいと思います。

○神田委員　それから本年度末までの企業設備資金と運轉資金との未確定の分と言いましようか、豫想と言いましようか、見込みをひとつ知りたいのでありますが、これはやはりこの次に開かれまする委員會までにいただけますでしようか。

○平井(富)政府委員　御配付いたします。

○神田委員　それからもう一つお願いいたします。石炭廳の十月二十二日の配付の資料であります。昭和二十一年度炭鑛災害狀況調、この表の内譯を見ますと、九州、東北、北海道、全國と、こうなつております。いろ〳〵な表が九州、北海道、東北、それから西部というのが一つ分類されておりますが、この表だけ西部が分類されておりませんで、全國一緒になつておるのが、あるいは九州地區にでもはいつておるのか、ちよつと私ども想像できませんので、從來いただいておりましたように、北海道、東北、西部、九州というような分類にしていただきまして、全國として集計したものを、この次の委員會までにお配り願いたいと思います。

○平井(富)政府委員　承知いたしました。

○神田委員　本日はこの程度にいたしまして、またこの次に保留しておきます。

○伊藤委員長　本會議が開會されましたので、暫時休憩いたします。

午後二時三十一分休憩

（休憩後は開會に至らなかつた）

昭和二十三年一月八日印刷　昭和二十三年一月九日發行　衆議院事務局　印刷者　印刷局